

警報発表及び避難指示に伴う臨時休業に関する規定

京丹後市に、午前6時の時点で次の警報や危険警報、特別警報のうち、「自宅待機」表記のものが1つ以上発表されているときは自宅待機とする。

□ 警戒レベル相当情報

警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
5（特別警報）	自宅待機	自宅待機	自宅待機	*1
4（危険警報）	自宅待機	自宅待機	自宅待機	*1
3（警報）	*2		*2	
2（注意報）				
1（早期注意情報）				

□ 特別警報・警報・注意報

	暴風	暴風雪	大雪	波浪
特別警報	自宅待機	自宅待機	自宅待機	*1
警報	自宅待機	自宅待機		
注意報				

*1 避難指示の対象となった沿岸地域に居住する生徒は自宅待機

*2 状況を見て自宅待機とする場合がある

午前6時以後から始業時（午前8時40分）までの時間帯に上記の警報等が発表された場合も同様とする。

午前10時の時点で上記の警報が解除されているときは、午後からは平常授業とする。解除されていなければ、午後からも臨時休業とする。

登校後に上記の警報等が発表された場合は、状況に応じて必要な措置を講ずる。

その他、校長が必要と認めたときは臨時休業等の措置を行う場合がある。

（附則）

この規定は、令和8年5月29日より施行する。

- ※注 ① 居住する地域に「警戒レベル4」以上の危険警報が発表された場合には、周囲の状況や市町から発表される避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。
- ② 京丹後市には警報が発表されていないが、居住している地域に警報が発表されている場合には、該当生徒は上記の臨時休業の規定によるものとする。
- ③ 午後から平常授業の場合は、SHR（午後1時15分）に間に合うように登校すること。
- ④ 丹後地域または京都府北部に警報が発表されていても、京丹後市に発表されていないことがあるので注意すること。
- ⑤ 休日に実施する模擬試験や進学講習、部活動も同様とする。ただし、部活動の公式戦等については別途指示する。

* **熱中症特別警戒アラート**が発表されている場合も、臨時休業とします。

* 電話による問い合わせには対応できないので、しっかりと確認しておくこと。

* 公共交通機関を利用した登下校について（お願い）

登下校に利用している公共交通機関が長期不通の場合は、近隣から運行可能な公共交通機関を利用したの登下校の方法も検討してください。